

地価公示と地価調査について

区 分	地 価 公 示	地 価 調 査
根 拠 法 令 条 項	地価公示法（昭和 4 4 年法律第 4 9 号） 第 2 条第 1 項	国土利用計画法施行令（昭和 4 9 年政令 第 3 8 7 号）第 9 条第 1 項
実 施 主 体	国（土地鑑定委員会）	県（知事）
価 格 名 称 (地点)	公示価格（標準地）	標準価格（基準地）
調 査 対 象 区 域	都市計画区域 その他の土地取引が相当程度見込まれる ものとして国土交通省令で定める地域 （七宗町、白川町、東白川村及び白川村に はない）	県下全域（全市町村）
調 査 方 法	国（土地鑑定委員会）が標準地を選定 し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その 結果を審査し、必要な調整を行って当該標 準地の単位面積当たりの公示価格を判定 する。	知事が基準地を選定し、不動産鑑定士 の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必 要な調整を行って当該基準地の単位面積 当たりの標準価格を判定する。
地点数	宅地及び宅地見込地 3 8 2 地点	宅地 3 5 7 地点 林地 8 地点 計 3 6 5 地点
価 格 時 点 (公表)	1 月 1 日（3 月下旬）	7 月 1 日（9 月下旬）